

指定管理者評価判定結果報告書

令和6年7月9日

高 浜 市 長 殿

高浜市介護予防拠点施設
指定管理者選定評価委員会
委員長 野 口 定 久 印

令和5年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

| | | | | |
|--|---|--------|----------|------|
| 1. 施設の名称 | 高浜市宅老所 | | | |
| 2. 指定管理者の名称 | 社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会 | | | |
| 3. 指定期間 | 平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日 | | | |
| 4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要 | ・ 宅老所の維持管理に関する業務 ・ 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項に掲げる事業の運営に関する業務 ・ 利用の許可及び使用料の収納に関する業務 ・ その他、市長が必要と認める業務 | | | |
| 5. 大分類項目の評価 | | | | |
| 項目 | 満点 | 評点 | 満点に対する割合 | 判定結果 |
| ① 総則に関する事項 | 25点 | 24.67点 | 98.67% | A |
| ② 施設設備の維持管理に関する事項 | 15点 | 15.00点 | 100.00% | A |
| ③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項 | 60点 | 48.33点 | 80.56% | A |
| 6. 総合評価 | | | | |
| 項目 | 満点 | 評点 | 満点に対する割合 | 判定結果 |
| 総合評価 | 100点 | 88.0点 | 88.0% | A |
| 7. 評価結果についての講評 | | | | |
| ・ 宅老所の施設集約に関し、慣れない地域へ行く利用者に配慮しつつ運営していただきたい。 ・ 緊急時の対応について、通報のみならず初動対応における訓練も職員等に行われることが、サービス向上につながると思う。 ・ コロナ禍で見合わせていた研修を再開し、ボランティアどうしの情報交換やモチベーションの向上に取り組んでいる。人材育成という観点から充実した研修が行われると良いと思う。 ・ 利用者に対する見守り等は、介護保険法に基づく要支援者であれば、調査に基づく地域包括支援センターのプラン等で対応することが望まれる。 | | | | |